

余市町ふるさと納税3.0」事業者提案募集要領【令和6年度第1回分】

【はじめに】

余市町（以下「町」という。）では、新たな産品・産業の創出や、既存の産品の生産力強化、SDGs項目の推進等を行うプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に対し、地方創生に果たす役割の重要性を鑑み、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、そのふるさと納税を活用して集めた寄附金額の一部を当該プロジェクトに対して補助金として交付し、支援を行います。本町では、この取り組みを「余市町ふるさと納税3.0事業」と称します。

つきましては、この「余市町ふるさと納税3.0事業」のプロジェクトへの参画を希望する事業者を募集します。

【事業の全体概要】

募集するプロジェクトは次の2類型とします。

①地場産品・産業創出型

- ・新たな地場産品や地場産業を創出するもの
- ・既存の地場産品や地場産業であって、その生産力の向上や規模の拡充をするもの

②SDGs・社会貢献型

- ・強くSDGs項目を推進するためのもの

ただし、いずれの類型の場合でも政治的・宗教的目的であるものは対象外とします。

余市町ふるさと応援寄附条例（平成29年余市町条例第2号）に基づき、活力と魅力に満ちた個性あるふるさとづくりに資するプロジェクトとして、この2類型により、事業者から公募により企画提案を募集します。

企画提案については、独創性や新規性、町益性という観点等で審査を行い採択プロジェクトを決定します。採択された事業者と、町の間で補助内容や寄附金の募集ページの作成内容などの細部の調整後、町がその提案事業に関してCF型でふるさと納税により寄附を募り、その集まった寄附額に応じて補助金を交付します。

【補助内容】

補助金額：補助対象経費に対して最大で10/10の補助金を交付します。

ただし、集まった寄附金額の4/10以内とします。

実施可否：募集期間内に、目標の寄附金額に対して1/2以上の寄附が集り、プロジェクトの実施を行う場合には補助金の交付をします。

ただし、1/2に満たなかった場合でも、余市町と協議の上、補助金を交付することができるものとします。

寄附の募集期間：目安として2か月から3か月程度とします。

ただし、目標の寄附金額に達した場合には、その時点で終了します。

寄附の目標金額：補助対象経費÷0.4にて算出

(例) 100 万円の補助金を受けようとする場合、 $100 \text{ 万円} \div 0.4 = 250 \text{ 万円}$ の寄附目標金額となる。
この 1/2 である 125 万円の寄附が集まりプロジェクトを実施する場合に初めて補助金の交付が可能となる (50 万円の補助金額)。以降寄附額の実績に合わせるため、200 万円の寄附金額が集まった場合は 80 万円の補助金額…となる。なお補助対象経費を超えることはない。

補助対象経費はプロジェクト実施にあたり必要なもので、原則的にはランニングコストではなく、イニシャルコストとし、次の表に記載のものとしします。

プロジェクト実施に必要なものであれば借料や人件費についても算入して構いませんが、その場合には事業完了 (実績報告時) より後の期間に必要な経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

施設整備費	事業実施に必要な、新たな施設や設備等の建設、取得又は改修に要する経費
施設・設備の撤去に係る経費	事業実施に必要な、施設・設備の撤去に要する経費
土地建物等賃借料	事業を実施する土地や建物等の賃借料として支払われる経費であって、事業実施に必要な最小限の経費
内装・設備・施工工事費	事業実施に必要な、建物の内装・設備・施工工事に要する経費
建物改造費	内装・設備・施工工事費の対象とはならない、建物そのものの改造、建物の床面積、構造の変更を伴う工事に要する経費
備品費	事業実施に必要な物品 (ただし、1 年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に必要な経費
借料	事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業実施に必要な物品であって備品費に属さないもの (ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの) の購入に要する経費
委託費・外注費	事業実施に必要な経費のうち、応募者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせる (外注する) ために必要な経費
広告費	事業実施に必要な広告に係る経費
通信運搬費	事業実施に必要な通信・運搬に係る経費
人件費	事業実施に必要な人件費
その他	上記以外の経費で町長が必要と認める経費

また、本補助金以外の補助金を受けている、又は受けようとしている場合に関しては、本補助金は他の補助金との併用は認めるが、他の補助金の規定により併用が認められない場合にはこの限りではない。

なお、補助対象経費を超える補助金の交付は行わず、当該事態がある場合には補助金の取り消し、額の減額、返還請求を行います。

【応募資格者】

余市町内に事業所等を有している者であって、次の全てを満たす者

- ①日本国内に事業所を有する法人、団体、又は個人
- ②自らが事業の実施主体である者

余市町内に事業所等を有していない場合には上記資格のほか、「余市町に事業所等を開設する予定である旨の意思確認書（様式2）」を提出していただきます。これを確認し、実効性のある事業所等の開設があると認められる場合には応募資格者とします。

また、応募資格者としての欠格事項は次のとおりです。

- ①事業者等及びその代表者、役員、従業員、使用人等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員であるとき、又は暴力団と密接な関わりがあると認められるとき
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項のいずれかに該当するとき
- ③会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者
- ④公租公課の滞納のあるもの

【応募方法】

スケジュール：【第1回募集期間】令和6年4月8日～令和6年5月10日

【第1回選定審査会】令和6年5月中旬

【第1回選定結果通知】令和6年5月下旬

【第1回選定プロジェクトの寄附受付開始】令和6年7月上旬

（以下、参考のスケジュール）

【寄附の受付終了】令和6年9月末日

【補助申請】町議会で補正予算が可決された後

【事業開始】補助金の交付決定後

【補助金の交付】事業の完了後

*ただし、選定結果の発表時以降であれば補助金の交付決定前であっても、交付決定前着手届出を提出のうえ、事前着手をすることができます。

事業の完了は、補助申請日の属する年度中となることを原則としています。補助申請自体は予算化の関係上、翌年度となることもあり得ますのでご了承ください。また、複数年度に跨る事業である場合、補助申請を年度毎に分けたうえで、毎年度補助申請等の手続きをしていただきます。

提出書類：郵送及び電子メールによる。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①企画提案応募書（様式1） | 押印したもの1部及び電子データ |
| ②企画提案書（様式1別紙1） | 3部及び電子データ |
| ③収支計画書（様式1別紙2） | 3部及び電子データ |

※補助対象経費の概算見積となります。

場合によっては費用の根拠資料を提出していただきます。

また、採択後の申請時には全ての根拠資料の提出をお願いします。

提出先

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

余市町役場総合政策部政策推進課 ふるさと納税担当

kikaku.h@town.yoichi.hokkaido.jp

企画提案書及び収支計画書の作成は、この要領に記載する事項を十分に理解した上で、次の項目を遵守し、作成してください。

- ①企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。
- ②日本工業規格A4用紙を使用してください。白黒・カラーは問いません
- ③使用言語は、日本語とし、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ④企画提案内容について、補足説明等を求めることがあります。

参考様式として様式1別紙1及び様式1別紙2がありますが、その内容を具備するものであれば任意に作成していただいてもかまいません。ただし、合わせて20ページ以内となるように作成をお願いします。

【審査方法及び審査基準】

（1）審査方針について

応募書類の審査は、選定審査会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、採択事業者を決定します。

ただし、新たに施設を整備する必要がある場合に、その立地が全くの未確定等の理由により、事業実施の実現性に担保がとれないと判断した場合や、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

（2）審査方法について

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。ただし、提案件数が一定数を超えた場合は、事務局にて書類選考による応募者の絞り込み（1次審査）を行い、選定委員会が書面審査（2次審査）を実施します。なお、審査で不採択となったプロジェクトについて、次回以降の同様の公募の際に応募することは可能とします。

(3) 審査項目及び審査基準について
審査項目は以下のとおり。

【地場産品・産業創出型】

①実現性について (20 点)

実施体制の整理がついているか
提案内容を履行できる実施体制か
事業者にて自走できるか

②提案内容について (60 点)

独創性や新規性、優位性があるか
社会貢献性、経済波及効果、余市町に何を残せるか
反響性があるか

③資金・収支計画について (10 点)

資金計画に計画性があるか

④ふるさと納税への展開(10 点)

このプロジェクトによる成果が、余市町のお礼の品として提供できるか
合計 100 点 ※合計 70 点以上で選定候補者とします。

【SDGs・社会貢献型】

①実現性について (30 点)

実施体制の整理がついているか
提案内容を履行できる実施体制か
事業者にて自走できるか

②提案内容について (50 点)

独創性や新規性、優位性があるか
社会貢献性、余市町に何を残せるか
反響性があるか

③資金・収支計画について (10 点)

資金計画に計画性があるか

④寄附者への対応(10 点)

寄附者とプロジェクト後の継続的な繋がりを構築できるか
合計 100 点 ※合計 70 点以上で選定候補者とします。

【審査結果について】

審査結果については、応募いただいた全ての応募者へ文書にて通知します。
なお、審査結果に関する質問や異議は一切受け付けません。

【企画提案者の失格】

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出期限が過ぎて企画提案書及び添付書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 本要領に記載する事項に違反した場合
- (7) その他事業者として適当でないと町長が認める場合

【企画提案に要する費用負担】

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

【企画提案書等の取扱い】

提出された企画提案書等はいかなる場合でも返却しません。

採択された場合、プロジェクトの概要は余市町の HP 等で公表をする場合があります。

【その他】

- ・採択された企画提案内容に関して、審査選定後に町と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、CF等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- ・補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- ・原則として概算払いは行わず、実績分に対する補助となりますが、万が一概算払いを必要とする場合、補助対象事業の完了予定日までに事業の履行が見込めない場合等において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。
- ・事業者は、如何なる事情があっても、事業開始から5年間継続して当該事業を実施する義務を負います。ただし、単年事業である場合はこの規定を除外します。
- ・事業者は、事業開始から5年間、町の求めに応じて、事業報告等を行う義務を負います。
- ・事業の進捗を定期的に寄附者へ報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にすること。
- ・本要領は「令和6年度第1回分」です。今後同様の募集をする際、要領の内容に変更の可能性がございますのでご了承ください。
- ・本要領に記載のない事項、その他不明点等がある場合には下記までご連絡をお願いします。

余市町役場 総合政策部政策推進課
TEL : 0135-21-2117
Mail : kikaku.h@town.yoichi.hokkaido.jp